

余裕期間制度の施行について (「余裕期間対象工事」及び「ゼロ市工事」について)

本市では、従前より一部のゼロ市工事を対象に余裕期間制度を適用することで、工事の発注・施工時期の平準化の推進を図ってきました。

また、この余裕期間制度について、更なる施工時期等の平準化を図るため、令和3年4月1日からゼロ市工事以外の案件も適用の対象としています。

そこで、余裕期間制度の施行について、改めてお知らせします。

1 余裕期間制度について

(1) 余裕期間とは

余裕期間とは、契約締結日から工事着手期限日の前日まで（受注者から当該期間中に着手届出書が提出されたときは、その前日まで）を指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備等を行うことができる期間です。

余裕期間は、契約ごとに、4か月を超えない範囲内で発注者が設定します。

(2) 余裕期間制度の対象工事について

余裕期間制度を適用する工事を「余裕期間対象工事」とし、件名に「(余裕期間対象工事)」と記載します。

また、余裕期間制度を適用する工事の内、契約年度中を余裕期間とする債務負担行為を設定した工事で、契約年度に前払金等の支出を行わない工事を「ゼロ市工事」とし、件名に「(ゼロ市工事)」と記載します。

(3) 余裕期間の方式

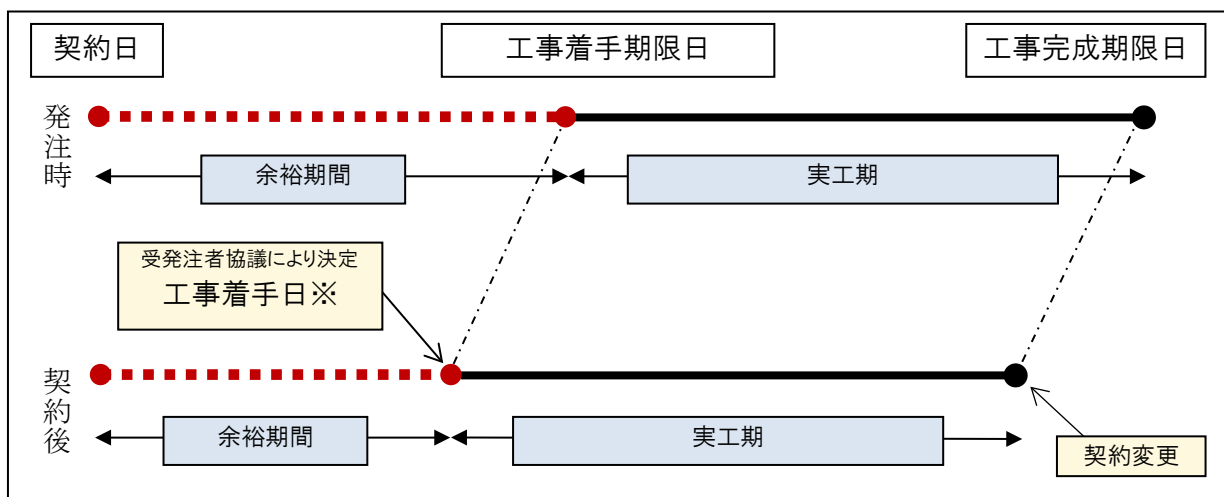
余裕期間については以下のア及びイのとおり、短縮が認められる場合と、認められない場合があります。

ア又はイのどちらに該当するか及び工事着手期限日については工事ごとに特記仕様書に記載します。

ア 余裕期間の短縮が認められる場合

余裕期間中に受注者の着手準備が整った場合、受発注者協議により余裕期間を短縮し、工事に着手できる方式です。

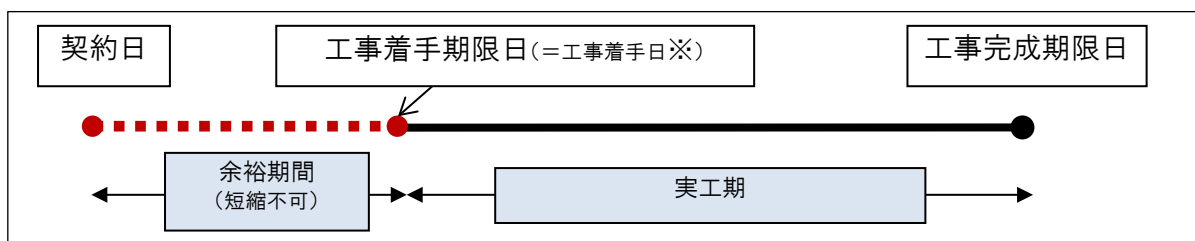
余裕期間を短縮し工事に着手する場合、原則として実工期に合わせて適切な工期を定め、工事完成期限日等に係る契約の変更を行います。



イ 余裕期間の短縮が認められない場合

工事着手期限日が工事着手日となる方式です。

受注者は工事着手期限日より前に工事着手することはできません。



※ どちらの場合においても、工事請負契約約款第3条に定める「工事着手届出書」は工事着手日以前に提出してください。

2 余裕期間における技術者及び現場代理人の配置について

余裕期間中は、技術者及び現場代理人（以下、「技術者等」）の配置や常駐を要しません。

そのため、落札候補（予定者）通知書の送付日時点において技術者等が他の工事に従事中であっても、当該工事が工事着手期限日の前日までに完成することが明らかである場合は、入札参加資格の確認において他の工事に従事していないものとして取り扱います。

ただし、従事中の工事が完成するまでの間は、余裕期間対象工事に着手することはできませんのでご注意ください。

なお、落札候補（予定者）通知書の送付日時点において技術者等が他の工事に従事中の場合は、「配置技術者・現場代理人（変更）届出書」の「他の工事の従事状況」に従事中の他工事を記載してください。

また、工事請負契約約款第11条に定める「現場代理人・主任技術者・監理技術者選定通知書」は、工事着手にあたり工事担当課に提出してください。

3 配置予定技術者又は現場代理人の変更について

余裕期間制度を適用する工事に配置予定の技術者等が従事中の工事について、工期延期等により工事着手期限日の前日まで（ゼロ市工事においては発注年度の3月31日まで）に終了しないことが判明した場合、技術者等の変更を認めます。

工期延期等が判明し次第速やかに、契約第一課に「配置技術者・現場代理人（変更）届出書」及び新たな技術者等の資格を確認できる書類を提出してください。

なお、この変更届出書は必ず余裕期間中に提出してください。工事着手日以降に技術者等が別の工事に従事していることが判明した場合は、建設業法等に違反し契約を解除することがあるので、ご注意ください。

4 CORINSへの登録について

CORINSへの技術者の登録は、実工期にて登録するものとし、契約締結後10日以内（土・日、祝日等除く）に登録申請してください。

なお、余裕期間の短縮等により工事着手日が変わる場合は、変更があった日から10日以内に、技術者の従事期間の開始日を変更後の着手日に変更登録する必要がありますので、ご注意ください。

5 工事着手期限日以前の作業等について

(1) 余裕期間における作業等

余裕期間中は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備、関係者との協議などを行うことができますが、現場への資材の搬入や仮設物の設置など工事着手と判断される作業等を禁止します。なお、余裕期間内に行う準備は原則として請負人の責により行うこととします（「横浜市請負工事等余裕期間制度実施要綱」第5条第2項及び別表1参照。）。

(2) 工事着手後から工事着手期限日の前日までににおける作業等（「ゼロ市工事」のみ）

「ゼロ市工事」では、契約年度中の支出を行わないので、工事着手期限日である4月1日以前に工事着手する場合であっても、契約年度中に出来高が計上されるような作業を行うことはできませんのでご注意ください。

工事着手後は技術者等が配置されているので、以下のような作業が可能です。

- ・ 交通管理者（警察）、埋設企業者、その他関係者との協議
- ・ 地元住民や企業等との調整、工事のお知らせの配付
- ・ 現場踏査、写真撮影、既施設調査、現地測量 等

<問い合わせ先>

(契約手続き及び技術者等の配置要件に関すること)

財政局契約第一課

電話：045-671-2228

(その他余裕期間制度に関すること)

財政局公共施設・事業調整課

電話：045-671-2025